

次のとおり契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条の規定によって公告する。

令和4年7月4日

広島県知事 湯 崎 英 彦

県決第32号

1 調達件名

プッシュ型による新事業展開等支援事業（コンサルティング業務）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 名称

広島県商工労働局イノベーション推進チーム

(2) 所在地

広島市中区基町10番52号

3 契約の相手方を決定した日

令和4年6月1日

4 契約の相手方の名称及び所在地

(1) 名称

株式会社タナベ経営

(2) 所在地

大阪府大阪市淀川区宮原三丁目3番41号

5 契約金額

49,940,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

特例政令第11条第1項第1号該当